

「ワクチン・検査パッケージ」登録店制度のご案内







新型コロナウイルス感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持するため、「信州の安心なお店」に「ワクチン・検査パッケージ」登録店制度が導入されます。

「ワクチン・検査パッケージ」登録制度とは・・・

「ワクチン接種歴」または「陰性の検査結果」のいずれかを店舗従業員が確認することで、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の状況下において、飲食時等に適用される行動制限を緩和するものです。

●緩和の内容

	行動制限が適用されたとき	ワクチン・検査パッケージ登録店
飲食店等 (宴会などを行う宿泊事業者・結婚式場等を含む)	同一テーブル 4人以内(※) 	同一テーブル 5人以上 利用可 
カラオケ店	休業要請(※) 	1部屋の収容率 50%まで 利用可 

(※)この緩和措置は、長野県内で「感染警戒レベル5」以上に至り、行動制限が適用された際に、「ワクチン・検査パッケージ」登録店で、同一テーブルを5名以上で利用する場合などに適用されます。

●「ワクチン・検査パッケージ」制度の利用方法

- 対象店舗：「信州の安心なお店」認証店のうち「ワクチン・検査パッケージ」登録店
- 確認方法：入店時に、店舗従業員が以下AまたはBのいずれかと、身分証明書を確認します。

A. 「ワクチン接種歴」による確認

予防接種済証等(接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。)により、お店を利用される方が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認します。

- 予防接種済証等をスマートフォン等で撮影した画像やコピー等でも確認可能ですので、事前の撮影をお勧めします。

B. 「検査結果の陰性」確認

医療機関・衛生検査所・薬局等が発行した、PCR検査・抗原定性検査等の結果通知書により、お店を利用される方の検査結果が陰性であることを確認します。

- 有効期限 PCR検査／検体採取日+3日
抗原定性検査／検体採取日+1日

検査を受検できる拠点については、県のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/kensa.html>



「ワクチン・検査パッケージ登録店」での確認書類

A. 「ワクチン接種歴」の証明書類 + 身分証明書

●ワクチン予防接種済証

予防接種済証等を撮影した
画像やコピー等でも可。

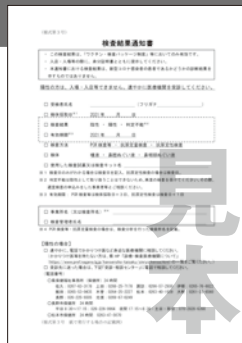


B. 検査結果通知 + 身分証明書

●検査結果通知書

●留意事項

- ・感染状況によっては、国・県の判断により、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用せず、行動制限が維持される場合があります。
- ・ワクチン接種歴に有効期限はありませんが、今後、有効期限が設定されるなど、取り扱いが変わる場合があります。(令和3年12月現在)
- ・ワクチン接種証明書がアプリなどにより電子化されたものであっても有効です。
- ・ワクチン・検査パッケージは、認証基準となっている感染防止対策の緩和ではありません。距離の確保やマスク会食等、感染防止対策の徹底をお願いします。



よくあるご質問Q&A

Q 身分証明書は具体的に何が必要ですか？

A 運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等でも可能です。

Q 接種済証や検査結果通知書を忘れた場合はどうなりますか？

A 忘れた場合でも同一グループ同一テーブルで4人以下での会食の場合には、ワクチン接種済証又は検査結果の陰性の確認は必要ありませんので入店可能です。
5人以上で会食の場合は、忘れた方は入店することができません。

Q 子どもの証明はどうすればいいですか？

A 未就学児(概ね6歳未満)は、同居する親等が同伴する場合は、検査不要です。小学生以上は、「ワクチン接種歴」または「検査結果の陰性」の提示が必要です。

なお、12歳未満の児童の本人確認または年齢確認方法については、健康保険証等や自己申告、保護者の申告で差し支えありません。

令和3年12月17日現在の内容です。

最新の制度内容は「信州の安心なお店」のホームページをご確認ください。

